

ヒアリングにおける意見・要望事項

【1. 全体的事項】

- ・ 生ごみの減量・資源化に当たっては、それぞれの排出者が、循環型社会づくりの担い手であることを自覚し、地域内で循環を図るための、適切なリサイクルルートを確立することが課題。
- ・ 「食品リサイクル法」の名称の変更（「リサイクル法」ではなく、「リデュース法」又は「食品ロス削減法」など）。
- ・ 自治体や民間事業者が生ごみを焼却処理するのではなく、バイオガス化施設の整備と生ごみリサイクルの事業化が促進される制度に向けた見直し（家庭系生ごみをリサイクルの対象にするなど）を図る。
- ・ 学校給食センター等教育機関、刑務所、行政機関の食堂、病院等を食品関連事業者に含めるべき。

【2. 食品廃棄物等の発生抑制】

（1）発生抑制の目標値

- ・ 発生源単位の大きい企業・業態が直ちに無駄が多いと誤解され、「外食」の多様性が損なわれることのないよう、適切な運用をお願いしたい。
- ・ 発生抑制の規制のかけ方・方法については、運用実態と照らして、今後も継続した検討をお願いしたい。
- ・ 「発生抑制の基準年」が今後変更となった場合、これまでの努力が勘案されなくなる可能性がある。

（2）食品製造業における取組

- ・ 安易な新製品の発売（中身は変わらないのに使いやすさに影響しない容器デザインを何度も変えるなど）を止める。

（3）食品小売業における取組

- ・ 小売業はバイイングパワーの誤った使い方や、メーカーに対する欠品ペナルティは見直すべき。

(4) 外食産業における取組

- ・ 廃棄に対するペナルティや、ドギーバッグ・高齢者に対するポーションサイズの調整などに対してインセンティブをつける。

(5) フードチェーン全体における取組

- ・ 業界を挙げて自主的な取組の強化（1 / 3ルールの見直しなど）。
- ・ 食品ロス削減のための商慣習の見直しに当たっては、納品期限だけではなく、販売期限についても見直しを行うべきではないか。
- ・ 「野菜を潰して補償が出る」などの、エネルギー効率化、環境負荷低減に逆行すると考えられる悪いアクションに対するインセンティブ制度をなくす。

(6) 消費者等による取組

- ・ 賞味期限等の正しい理解を浸透させていく必要。特に、食品ロス率の高い単身世帯に対する消費者教育が必要。
- ・ 消費者は、食品廃棄物の処理費用が食品の価格に織り込まれていることを認識するべき。
- ・ 商慣習の見直しでの食品ロス削減について、利害関係者としての消費者意見の反映。

(7) 主体横断的な取組

- ・ 各主体間の連携による更なる発生抑制への取組の推進。賞味期限内で廃棄される商品削減に向けた消費者・流通・行政と連携強化（賞味期限に対する消費者への理解・浸透 / 商慣習の見直し / 需給予測精度の延長 / 賞味期限の延長）。

(8) 行政による取組

- ・ 発生抑制推進の観点から、フードバンクを国を挙げて推進すべき。
- ・ 米国・韓国などと同様に、フードバンクに関する税制上の優遇措置（フードバンクに寄付した分の税控除等）、免責制度（寄付によって事故が発生したとしても責任を問わない）をつくる。
- ・ バイオマスの5F（食品付加価値の順番でFood、Fiber、Feed、Fertilizer、Fuelの順）と食品リサイクル法制度との整合性をつける。具体的には食品をよりそのまま活用できる施策ほど優遇する。

- ・ 地方自治体の優良な取組事例（生ごみ3キリ、エコショップ等認定制度、食べ残しを減らそう運動など）の普及啓発。
- ・ 省庁は横の連携を取って、社会的課題に対して解決のため手を結ぶべき。

【3. 食品廃棄物等の再生利用】

（1）再生利用等実施率

- ・ 業種について発生抑制目標値と同じように、再生利用率目標値についても分割（＝飲料を中心とするかしないかで分ける）して設定してほしい。
- ・ 食品関連事業者によるリサイクルを促進するため、適切なりサイクル目標を設定してほしい。
- ・ 再生利用等実施率の計算方法の細分化（リサイクル施設のある地域とない地域を分けて報告等）。
- ・ リサイクルへの取組状況を考慮した形での評価が必要（処理フロー（インプット・アウトプット）によるリサイクルの統合評価など）。
- ・ 多様な再生利用促進につながる制度の見直し。有効に利用されているにも関わらず、再生利用にはカウントされないケースがある。（セメント原料、バイオマス燃料など）

（2）定期報告制度

- ・ 定期報告を簡素化すべき。
 - i 再生利用目標を達成している企業については定期報告の免除／隔・3年ごとなど。
 - ii 総合食品メーカーの場合、業種ごとにデータを入手するのが困難。例えば、業種Aが売上高などで50%を超えている場合、業種Aのみで報告を可能とするなど。
 - iii 農政局に関係省庁分も提出可能とする。
- ・ 排出事業者への指導や罰則強化など規制強化を実行すべき。具体的には罰則対象者を年間100t以上だけではなく、5年ごとに50t、30tと段階的に引き下げ、罰則対象者を拡大させる。

(3) 再生利用手法

- ・ 7府省によるバイオマス事業化戦略を踏まえ、①都市モデル、②農村モデル、③事業系生ごみモデル、④家庭系生ごみモデルといったモデルを提示しつつ地域特性を踏まえたバイオガス化を推進すべき。
- ・ リサイクル手法については、飼料化・肥料化が第一義的なものとされ重要であるが、メタン化は粗分別の可能性もあり外食産業のリサイクル向上の有望な手法の一つと期待しており推進をお願いしたい。
- ・ 下水道を活用したメタン化は、人口減少社会の進展している中、下水処理場を有効に活用するためにも積極的に取り組むべき。
- ・ 循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき優先順位には留意しつつ、食品廃棄物の排出性状に応じた手法を選択すべき。
- ・ メタン化や熱回収化への優遇措置（省エネ法の定期報告書でプラス要因として記載できる等）。
- ・ 食品リサイクル法の趣旨である肥料化・飼料化を強力に推進していただきたい。
- ・ 食品リサイクルの再生利用方法について、明確な優先順位（飼料→肥料→メタン）をつけて、しっかりとした「すみわけ」を法や施策の中に盛り込んでもらいたい。
- ・ 肥料化、飼料化事業が食品関連事業者からの排出先としてより選択される制度、特に都市部での肥料化に対する促進策の検討（食品廃棄物の分別を徹底し、肥料化への取組に傾注している排出事業者への表彰やシンボルマークなど／専用容器や保冷車による運搬など良質な肥料原料を確保するための収集運搬方式に対しての助成）。
- ・ 食品リサイクル法によりリサイクルされた成果物が原則国内販売・利用されるべきことの明確化。

(4) 登録再生利用事業者制度

- ・ 登録再生利用事業者に対し、成果物の売買契約書、年間製造量と販売量の書類提出を義務付け、製造量に対し販売量が少ない場合は立入検査、指導等を行い、改善されなければ登録の取消しを検討する。
- ・ 廃棄物処理業の許可について厳格な運用を維持させ、厳格な許可を得た登録再生利用事業者には、食品リサイクルが促進されるよう、登録再生利用事業者の活動に関する規制緩和策を拡大すべき。

- ・登録再生利用事業者に対し食品循環資源受入量に応じた継続的な補助金の新設。

(5) 食品リサイクルループ認定制度

- ・メタン発酵による新たなリサイクルループの確立。
- ・肥飼料化だけでなく、メタン発酵や熱回収についても再生利用事業計画の対象に。
- ・再生利用事業計画制度の条件（特定農畜水産物等の半分以上購入がなければ完成しない）について緩和してほしい。
- ・食品リサイクルループの形成促進に向けたデータベース作成への国の支援。
- ・食品リサイクルループ構築に向けた活動に対する支援（講演会の開催や研究・推進のための活動への支援、地域での情報活用イベントなどの開催及びその支援、堆肥を使用する農業者を支援する取組）。
- ・自治体が主体となってリサイクルループを構築し運営する協議会の立上げ。

(6) 再生利用施設

- ・生ごみメタン発酵施設の設置条件の緩和（下水消化ガス発電施設と同様に、準工業地域、商業地域などでの設置緩和ができないか）。
- ・メタン発酵施設が農地でも建設可能になれば普及はかなりのスピードで進む。
- ・リサイクル施設への支援。
 - i 民間事業者への補助（税制、金融措置等により市区町村の受入価格と同程度で運用できるように）。
 - ii 自治体施設設置時の補助
 - iii 自治体によるメタン化施設建設の際の国費による補助
- ・リサイクル設備（設備利用事業者）への支援。
 - i 肥料化に向けた保冷車等の利用事業者への補助
 - ii 肥飼料化促進のための分別計量システム導入推進のための補助
 - iii メタン化促進のための液肥設備の導入支援。スラリーインジェクタなど専用設備の導入支援
- ・メタン化施設の建設・改修費に関する補助制度の充実・創設。
 - i 高効率施設に対して補助率 1 / 2（その他は 1 / 3）等の補助

- ii 民間施設の建設費に自治体施設と同等の補助制度を充実（バイオマス産業都市構想の登録に関わらずに補助制度を構築）
 - iii 自治体・民間の施設の改修費に対する補助制度
 - iv 自治体施設では、下水道施設や廃棄物処理施設並みに地方債の起債対象に
- ・既存熱回収施設に対するメタン化施設導入の技術・経済援助。
 - ・エコフィールド（飼料化）緊急増産対策事業費補助金の継続。

（7）先進的な取組の促進

- ・循環型社会貢献企業の評価と支援。
- ・F R 認証やエコフィールド認証等の食品リサイクルを推進するための施策が、消費者に対しあまり浸透していない。国が主導した制度でもあり、もっと啓発・普及に力を入れるべき。
- ・単純焼却よりも肥飼料化への排出を優先する、分別排出を徹底する等の優良な食品関連事業者に対する優遇措置（処理費の一部公費負担又は減税策、エコポイント付与、行政による表彰制度など）。
- ・先進的な再生利用手段（リサイクルループの構築、飼料原料の冷蔵運搬）推進に対する経済的優遇などの支援。

（8）食品関連事業者による取組

- ・補助金の設定により排出者主体の継続的な食品廃棄物の堆肥化リサイクルを促進。
- ・廃棄物の排出から運搬、リサイクル、リサイクル品の利用まで、環境性と経済性の観点から効率的に考えられる排出者主導の仕組みについて推奨いただきたい。
- ・グループ会社はもちろん、複数の排出者の共同自己処理の実施について認めていただきたい。
- ・中小規模の事業所のモチベーションが高まるようなインセンティブ付与を検討すべき。

（9）技術的支援

- ・エコフィールド（飼料化）利用を更に推進する施設や技術の普及が必要。
- ・飼料化技術の確立（＝均一・安定化した飼料の製造技術、品質管理等の基本マニュアルの作成）が重要。

- ・品質の良い食品リサイクル堆肥の審査基準を明確にした上で堆肥共励会の実施。
- ・食品リサイクル堆肥の品質向上と利用促進のため、食品リサイクル堆肥製造と利用のマニュアルの作成と認証合格のための指導・助言の強化。
- ・食品リサイクル堆肥施用による農作物の品質向上（食味、機能性成分）等付加価値向上に関する実証調査試験の実施。マニアスプレッダーなどの散布機器の普及。
- ・堆肥を使用する農法を教える場などの体制整備（堆肥マイスター制度）。
- ・メタン発酵消化液の液肥利用の促進に向けた支援の強化（利用マニュアル作成や液肥散布試験の実施への支援、肥料認定手続きの円滑化・迅速化、農家への普及啓発活動、液肥貯留タンクや散布車両の整備費補助など）。
- ・熱回収率向上のための技術・経済援助。

(10) 地方自治体の役割

- ・家庭系生ごみも含めた促進策、自治体が行動を起こす起爆剤となる方策など、自治体の生ごみリサイクル促進の行動が必要。
- ・自治体によって取り組む姿勢がまちまち。食品リサイクルに対して自治体は民間活力を後押しする体制が望ましい。
- ・市町村の役割や責任を明確にし、市町村による食品リサイクル計画の策定や、食品リサイクル目標値の設定など、市町村責務を具体的に明記すべき。
- ・自治体での再生利用事業実施。
- ・個人等中小事業者については、個店単位での対応には限界があるのが実情。自治体・国等によるリサイクル施設の設置と併せ、自治体回収の可能性なども検討いただきたい。
- ・一般廃棄物中の生ごみ資源化を行う自治体への支援（地域特性に応じた家庭系・事業系生ごみの資源化の仕組みづくりや、分別を行う場合のバケツ収集の導入などに対し、自治体向けの国の支援）。
- ・現在リサイクル施設の全くないエリアでは、地方自治体や国等によるリサイクル施設の設置も考えていただきたい。

- ・将来の家庭系食品循環資源のリサイクルも視野に入れた、経済合理性を踏まえたリサイクル施設（飼料化やバイオマス発電施設等）の構築。
- ・自治体などがメタン化施設を開設する際は、地域のバイオマスの活用状況の調査を義務付けるなどの対策。飼料化、肥料化、メタン化などに適した廃棄物の地域処理ルールが必要。
- ・事業系生ごみリサイクルは排出事業者の責任でなされるべき。市町村が市税で施設を整備することは市民への説明責任が果たしにくく、実施の政策判断が困難。民間によるリサイクル事業の経営を圧迫する可能性も課題。
- ・民間リサイクルの推進の妨げとなっている地方自治体の処理料金を適正価格に見直すか、又は民間施設への差額の補填などの支援を検討する必要がある。
- ・地方自治体における環境会計導入と情報公開、焼却手数料（受入料金）の是正。
- ・焼却施設での受入制限は、生ごみ処理こそ市町村の責務として適正処理を確保する必要性があり困難。
- ・市町村の焼却手数料は段階的に引き上げていくべきではあるが、一気に大幅な値上げを行うことは、中小企業への配慮の観点から困難。
- ・過度な食品廃棄物の有価取引や価格競争により、食品リサイクル業界の不法投棄や不適正処理が拡大しないよう、排出現場とリサイクル現場の両方の監視指導を強化すべき。

(11) 廃棄物処理法に関する事項

- ・自治体ごとに廃棄物に対するルール（分別、みなし産廃、域外搬出、搬入許可など）が異なり、対応が難しい。
- ・「事業系一般廃棄物である食品循環資源を産業廃棄物のリサイクル施設にも搬入できる」等、食品循環資源に限定した中での柔軟な対応。
- ・市町村の区域を超えた収集運搬のため、受入れ側市町村の積極的な受入れを促すための国からの働きかけ（指導）。
- ・市町村の越境移動について、環境省からガイドラインの作成や通知を出してほしい。また、ガイドラインの通知だけでは、市町村に対

する強制力が働かないので、廃棄物処理法第7条の一般廃棄物処理業の許可に省令明記すべき。

- ・広域循環圏を自治体間で構成し、広域循環圏内における市町村域外搬出・搬入の許可を不要とする。
- ・廃棄物処理法と食品リサイクル法がもっとリンクしリサイクル事業者に対する（許認可申請等手続面での）規制緩和を進めて頂きたい。
- ・食品循環資源（未利用食品）の収集運搬における規制緩和（動脈物流やその他物流を利用した収集運搬）を行い、リサイクル量を増やすべき。
- ・法対象外の学校や病院等も、自主的な取組をすることは必要であることから、食品関連事業者だけに付与されている収集運搬の荷下ろし許可不要の特例措置を活用できるよう、新たに位置付けるべき。
- ・生ごみのメタン化処理に伴う一般廃棄物処分業許可取得の円滑化（自治体の運用を明確にするとともに、リサイクルループが作られているなど適正処理が確実であり、処理の継続性が認められる場合には、基本的に許可が受けられるよう、国は文書で市町村を指導願いたい）。
- ・自治体や民間事業者が生ごみを焼却処理するのではなく、バイオガス化施設の整備と生ごみリサイクルの事業化が促進されるよう、廃棄物処理法上の運用通知の見直し等を図ること。
- ・下水処理場という位置づけに加えて、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設という位置づけを二重、三重に行うことに対して強い抵抗感があるため、廃棄物処理法上の廃棄物処理施設の位置づけの見直しを検討すべき。

【4. 熱回収】

- ・登録再生利用事業者が存在しない地域における「熱回収の要件（熱量、距離）」の緩和（＝地域ごとの適正なりサイクル手法の推進）。
- ・リサイクル困難物の再生利用等を進めて行くためには熱回収を推進する必要。
- ・食品リサイクル法における熱回収に係る基準の緩和が必要。
- ・食品リサイクル法における登録再生利用事業者制度、再生利用事業計画制度に熱回収施設を追加。
- ・メタン化施設との連携強化（多段的処理による熱回収推進）。

- ・熱回収の優先順位が肥飼料化と同じレベルとなると肥飼料化で苦勞して培ってきたものが無駄になる。資金力のある大手企業が優位になる。
- ・循環型社会形成推進基本法の優先順位には留意しつつ、排出性状に応じた手法を選択すべき。埋立処分量の増大につながる焼却による熱回収の安易は推進には反対。
- ・熱回収は再生利用に該当しないため、メタン化との区別の観点から、これまでどおり立地条件、エネルギー効率の条件は必要。

【5. 食品リサイクル制度に関する主体間の連携・普及啓発】

- ・国と地方自治体は連携し、食品関連事業者に対する「分別の徹底」、登録再生事業者に対する「品質向上・管理」、農業者に対する「肥料の利用」の周知等、食り法の更なる促進と3R対策について、普及啓発を強化していただきたい。
- ・国（食品リサイクル行政）、都道府県（産廃行政）、市町村（一廃行政）との間で情報交換を強化するとともに排出事業者等への指導を共同で行うなど連携を強化すべき。
- ・官民の適切な役割分担のもと、民間の創意工夫を活用すべき。
- ・官民協働をテーマにしたインフラ整備計画を国が政策のイニシアチブをもって策定すべき。現状の地域循環システムを破壊しないよう、強く配慮を求める。
- ・混合メタン発酵に係る関係省庁や自治体の連携強化（事業取扱い窓口の一本化による手続きの簡素化、補助メニューの充実、補助率アップ等）。
- ・国民全体への普及・啓発活動を強化すべき。食品関連事業者も含めた広い意味での消費者に対する教育を。
- ・学校給食のリサイクル等を通じた環境教育を推進すべき。
- ・液肥の利用に関する各種啓蒙が必要（液肥をバキュームカーで田んぼに散布する際、産廃不適正処理と誤解されないように／「補助金がなければできない」という農業者の意識改革／下水汚泥由来の食品の価値・安全性等）。